

「指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」重要事項説明書

社会福祉法人与謝郡福祉会
特別養護老人ホーム長寿苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 第72000011号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※要介護3から要介護5と認定された者及び、要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当する者とする。特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、且つ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

※平成27年4月1日以降の特養入所者のうち、要介護3以上で入所した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退所する取扱いとなる(やむを得ない場合は可)

目 次

1. 施設経営法人
2. 事業所の概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)
7. 残置物引取について
8. 苦情の受付について
9. 身元引受人について

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 与謝郡福祉会
(2)法人所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
(3)電話番号 0772-(44)-0015
(4)代表者氏名 理事長 四宮 功雄

2. 事業所の概要

- (1)施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
(京都府72000011号)
(2)施設の名称 特別養護老人ホーム 長寿苑
(3)管理者氏名 施設長 嶋崎 福寿
(4)施設の所在地 京都府与謝郡伊根町字六万部小字ヤクシノ上154番地
(5)電話番号 0772(32)1280
(6)開設年月 平成 8年 4月 1日
(7)入所定員 30人

(8)施設の目的

法人の福祉理念に基づき、介護保険関係諸法令の定めるところにより、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理および療養上のお世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。

(9)施設の運営方針

ご利用者の意識及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って施設サービス提供するよう努める。
また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

3. 居室の概要

居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備等	個室	10室	居室・設備等	医務室	1室
	2人部屋	2室		静養室	1室
	4人部屋	6室		相談室	1室
	合計	18室		浴室	1室
	食堂兼ホール	1ヶ所 * 機能訓練室も兼ねる		その他	宿泊室

* 上記は、厚生労働大臣が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項 トイレの場所(フロアの居室外に2か所有)

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	常勤1 名
2. 介護職員、および看護職員	10 名以上
3. 生活相談員	1 名以上
4. 看護職員	1 名以上
5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	1 名以上
6. 介護支援専門員(生活相談員と兼務)	1 名以上
7. 栄養士	1 名以上
8. 調理員	必要数
9. 事務員	必要数
10. その他(清掃員他)	必要数
11. 医師	1 名

※上記は、短期入所生活介護事業所の職員を含みます。

※()は他職種との兼務職員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制		
医師	毎週火曜日	13:30 ~ 14:00	1名
生活相談員	日 勤	8:30 ~ 17:30	1~4名
介護職員 標準的な時間帯における最低配置人員	早 出	7:00 ~ 16:00	2名
	日 勤1	8:00 ~ 17:00	1名※1
	日 勤2	8:30 ~ 17:30	1名※2
	日 勤3	9:00 ~ 18:00	1名※3
	遅 出1	10:00 ~ 19:00	1名
	遅 出2	10:30 ~ 19:30	1名
	遅 出3	11:00 ~ 20:00	1名
	夜 間	16:30 ~ 翌 9:30	2名
看護職員標準的な時間帯における最低配置人員	日 勤	9:00 ~ 18:00	1名

注) 体制により、上記と異なる場合があります。

※1~※3 いずれか1名以上となります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) サービス内容及び料金(契約書第4条参照)

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割、また現役並みの所得のある方については3割)となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

〈サービスの概要〉

① 食事(但し、食材料費及び調理費)

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	昼食	夕食
7:30~8:30	12:00~13:00	18:00~19:00

② 入浴

- ・入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第6条参照)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をいただきます。(＊サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

〈利用料〉

基本サービス費

1. 個室及び多床室(介護保険適用者)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
サービス利用料金	6,940	7,620	8,350	9,030	9,680
給付額 (1割)	6,246	6,858	7,515	8,127	8,712
(2割)	5,552	6,096	6,680	7,224	7,744
(3割)	4,858	5,334	5,845	6,321	6,776
自己負担(1割)	694	762	835	903	968
(2割)	1,388	1,524	1,670	1,806	1,936
(3割)	2,082	2,286	2,505	2,709	2,904

2. その他のサービス加算(カッコ内は2割、および3割ご負担の場合)

① 夜勤職員配置加算

夜勤職員配置加算Ⅰ(口) 13円(26円・39円)／日

夜勤職員配置加算Ⅲ(口) 16円(32円・48円)／日

基準を上回る夜勤職員(看護職員・介護職員)を配置した場合いずれかを算定

② 日常生活継続支援加算

36円(72円・108円)／日

認知症高齢者等が一定割合以上入所しており入所者に対して介護福祉士を一定割合以上配置した場合

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円(44円・66円)／日

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円(36円・54円)／日

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円(12円・18円)／日

算定要件

(Ⅰ) ①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上 のいずれかに該当

(Ⅱ) 介護福祉士60%以上

(Ⅲ) ①介護福祉士50% ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%のいずれかに該当した場合(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定。

ただし、日常生活継続支援加算を算定している場合は算定不可

③ 初期加算 30円(60円・90円)／日

利用者が新規に入所及び1か月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算

④ 入院・外泊時加算 246円(492円・738円)／日

利用者が入院及び外泊の場合、6日(月または最大12日)を限度として加算(但し、入院及び外泊の初日及び末日のご負担はありません)

⑤ 療養食加算 6円(12円・18円)／回

栄養士によって食事(別に定める療養食)を管理・提供した場合。条件を満たした場合

⑥ 退所前後訪問相談援助加算 460円(920円・1,380円)／回

利用者が退所して在宅に戻られた場合、訪問相談援助にかかる費用として退所後1回加算

⑦ 退所時相談援助加算 400円(800円・1,200円)／回

利用者が退所して在宅に戻られた場合、相談援助にかかる費用として、退所後1回加算

⑧ 退所前連携加算 500円(1,000円・1,500円)／回

利用者が退所して居宅サービス等と調整を行った場合の費用として、退所後1回加算

⑨ 在宅復帰支援機能加算 10円(20円・30円)／日

退所された本人及びご家族に対し、在宅生活が継続できるための相談援助にかかる費用

⑩ 看護体制加算Ⅰ 4円(8円・12円)／日

看護体制加算Ⅱ 8円(16円・24円)／日

定める基準配置がなされている場合に算定

⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

Ⅰ(イ) サービス費の16.3%／月 Ⅰ(ロ) サービス費の17.6%／月

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

Ⅱ(イ) サービス費の15.9%／月 Ⅱ(ロ) サービス費の17.2%／月

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) サービス費の13.6%／月

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) サービス費の11.3%／月

※令和8年6月より適用。与謝郡福祉会はⅠ(ロ)を算定します。

介護職員の賃金の改善等を実施している場合や処遇改善を進め、介護人材確保のための取組を拡充、および収入を引き上げるために利用された所定の単位数に応じて加算

⑫ 看取り介護加算(Ⅰ)

所定の要件を満たした場合に加算

72円/日 死亡日以前31～45日以下

144円/日 死亡日以前4～30日以下

680円/日 死亡日前2～3日

1,280円/日 死亡日

⑬ 排せつ支援加算

排せつ支援加算(Ⅰ) 10円(20円・30円)/月

排せつ支援加算(Ⅱ) 15円(30円・45円)/月

排せつ支援加算(Ⅲ) 20円(40円・60円)/月

排せつ支援加算(Ⅳ) 100円(200円・300円)/月

※排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅳ)併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

⑭ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3円(6円・9円)/月

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円(26円・39円)/月

(毎月の算定を可能とする)

※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

⑮ 若年性認知症入所者受入加算 120円(240円・360円)/日

要件を満たした場合に算定・※上記加算項目については、介護報酬の改正により変更となる場合があります。変更の際は通知いたします。

⑯ リスクマネジメントの強化加算

<減算・加算>

安全対策に組織的に取り組む体制を整備していることから。対象は特養、老健、介護療養病床、介護医療院。

安全対策体制加算 20円(入所時に1回)/月

安全管理体制未実施減算 5円/日

安全対策担当者養成研修修了者：嶋崎福寿

⑰ 認知症専門ケア加算

認知症利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合

認知症専門ケア加算Ⅰ 3円/日

認知症専門ケア加算Ⅱ 4円/日

※Ⅰ：認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員を配置

Ⅱ：Ⅰに加え認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している職員を配置

Ⅰ～Ⅱについてはいずれか一つのみを算定します

- ⑮ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120円/月

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)

- (1) 事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

- ・(Ⅰ)の(1)、(3)および(4)に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

- ⑯ 科学的介護推進体制加算 40円/月

- (1) 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供にあたって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

- ⑰ 配置医師緊急時対応加算 325円/回(早朝・夜間および深夜を除く)
650円/回(早朝・夜間の場合)
1300円/回(深夜の場合)

配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)または配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間および深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は算定しない。

②① 協力医療機関連携加算 100円／月

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

要件を満たした場合に算定・※上記加算項目については、介護報酬の改正により変更となる場合があります。変更の際は通知いたします。

②② 高齢者施設等感染対策向上加算 10円／月

感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。

②③ 新興感染症当施設療養費 240円／日

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

※現時点で指定されている感染症はない。

※1月に1回、連続する5日間を限度とする

②④ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100円／月

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円／月

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

要件を満たした場合に算定・※上記加算項目については、介護報酬の改正により変更となる場合があります。変更の際は通知いたします。

②⑤ 栄養ケア・マネジメントの未実施 14円／日

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

②⑥ 精神科医師定期的療養指導加算 5円／日

認知症である入所者(医師が認知症と診断した者等)が全入所者の3分の1以上を占める介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス内容及び料金

〈サービスの概要〉

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

基本額(第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,645	300	390	680	1,420

※第3段階①…年金収入等が80万円超120万円以下

第3段階②…年金収入120万円超

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)のご負担となります。

* 外出・外泊・入院等で居室(個室)を開けておく場合は、第1～3段階の方は6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

居住費

	基本額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
個室	1,231	380	480	880	980
多床室	915	0	430	430	530

③ 特別な食事(実費)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④ レクリエーション、クラブ活動 利用料金:材料代等の実費をいただきます。

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤ 複写物の交付 1枚20円

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご利用者実費にてご負担いただきます。尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 手作りおやつ代(月2回程度 1回につき50円)を別途頂きます。

⑧ 振込手数料について

利用者の個々に支払う費用負担をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

口座名義 社会福祉法人与謝郡福祉会 理事長 四宮功雄

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関: 北都信用金庫、京都農業協同組合、郵便局

※上記(ウ)方法での金融機関の振替手数料は1回につき50円(消費税別途)ですが施設が負担いたします。ちなみに郵便局は10円です。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

※入院治療については下記の医療機関では行っていないため、下記の医療機関から入院可能な診療機関へ紹介を行っています。

協力医療機関

医療機関の名称	伊根町国民健康保険 伊根診療所
所在地	京都府与謝郡伊根町字日出646番地
診療科	内科・眼科

医療機関の名称	まるめデンタルクリニック
所在地	京都府与謝郡与謝野町男山291番地
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。(契約書第14条参照)

- | |
|--|
| ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |

- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者及び、その関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や迷惑行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連続して3カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥平成27年4月1日以降の特養入所者のうち、要介護3以上で入所した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退所する取扱いとなる(やむを得ない場合は可)

※利用者が病院等に入院された場合の対応について*(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり320円)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3カ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第18条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として500円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 残置物の引取について(契約書第21条参照)

契約締結にあたり、当施設は身元引受人をお願いしておりますが、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合、身元引受人の責任のもと速やかに引き取っていただきますようお願いいたします。

当施設は、身元引受人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しに係る費用については、ご利用者又は身元引受人にご負担いただきます

※入所契約締結時に身元引受人が定められない場合でも、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 〔職名〕 施設福祉課生活相談係係長 宮崎基嘉

○苦情解決責任者 〔職名〕 施設長 嶋崎福寿

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

また、苦情受付ボックスを寮母室前に設置しています。

(2) 苦情の仕組み

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

第1段階	サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。
第2段階	苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。
第3段階	第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。
第4段階	苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に関する情報を適切に利用者に提供する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

伊根町役場保健福祉課	所 在 地: 〒626-0493 京都府与謝郡伊根町日出 651 電話番号: 0772-32-0504・FAX: 0772-32-1009 受付時間: 8:30～17:15
宮津市健康・介護課	所 在 地: 〒626-8501 京都府宮津市字浜町 3012 電話番号: 0772-45-1619・FAX: 0772-22-8438 受付時間: 9:00～17:00
与謝野町役場福祉課	所 在 地: 〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 電話番号: 0772-43-9021・FAX: 0772-43-0061 受付時間: 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談係	所 在 地: 〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620COCON 烏丸内 電話番号: 075-354-9090・FAX: 075-354-9055 受付時間: 9:00～17:00(土・日・祝日は除く)
京都府社会福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地: 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 府立総合社会福祉会館5F 電話番号: 075-252-2152・FAX: 075-212-2450 受付時間: 9:00～17:00
与謝郡福祉会第三者委員	櫻尾夏男 電話番号: 0772-33-0219 須川清広 電話番号: 0772-33-0748

(4) 第三者評価について

当事業所はサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的とした第三者評価を下記の評価機関に依頼して受診しています。

○評価機関名 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

○評価認定日 令和7年1月29日

9. 身元引受人について(契約書第24条参照)

(1) 施設は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない場合、相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

(2) 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- 一 利用者が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 利用者が死亡した場合の遺体および第21条の残置物、遺留金品の引受、その他必要な措置をすること。
- 四 利用者(契約者)本人からの依頼による場合または、利用者(契約者)が意思能力に欠ける場合は契約の代理行為を行うものとする。
- 五 身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見、補佐、補

助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知しなければならない。

六 利用者の行為等により発生した損害については、上限60万円として賠償すること。

説明を行ったことを明らかにするために、この重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者が、それぞれ署名押印の上、1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

説明者

職 名 生活相談員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意するとともに、希望した『その他の利用料』を支払うことに同意します。

利用者

住 所

氏 名

署名代行者 ※利用者記載の部分を代行する場合

私は本人に代わり上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

署名代行の理由()

身元引受人①

住 所

氏 名

身元引受人②

住 所

氏 名

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

【個人情報使用同意について】

私及び家族の個人情報については、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき指定居宅サービスを円滑に実施するために行うサービス調整やサービス担当者会議、またはサービス継続において必要な場合に必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者氏名 _____

《重要事項説明書付属文書》

1 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 瓦葺 一部2階建

(2) 建物の延べ床面積 1,684.22㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定	定員30名
[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	定員8名(1日)
[地域密着型通所介護]	令和7年5月1日指定	定員15名(1日)
[居宅介護支援事業]	平成12年4月1日指定	
[小規模多機能施設]	平成22年5月1日認可	登録25名(R8.4～)

(2) 法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期入所生活介護事業所、伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、虹ヶ丘デイサービスセンター、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑、岩滝あじさい苑ひより(認知症通所介護・日常生活支援総合事業)
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

2 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

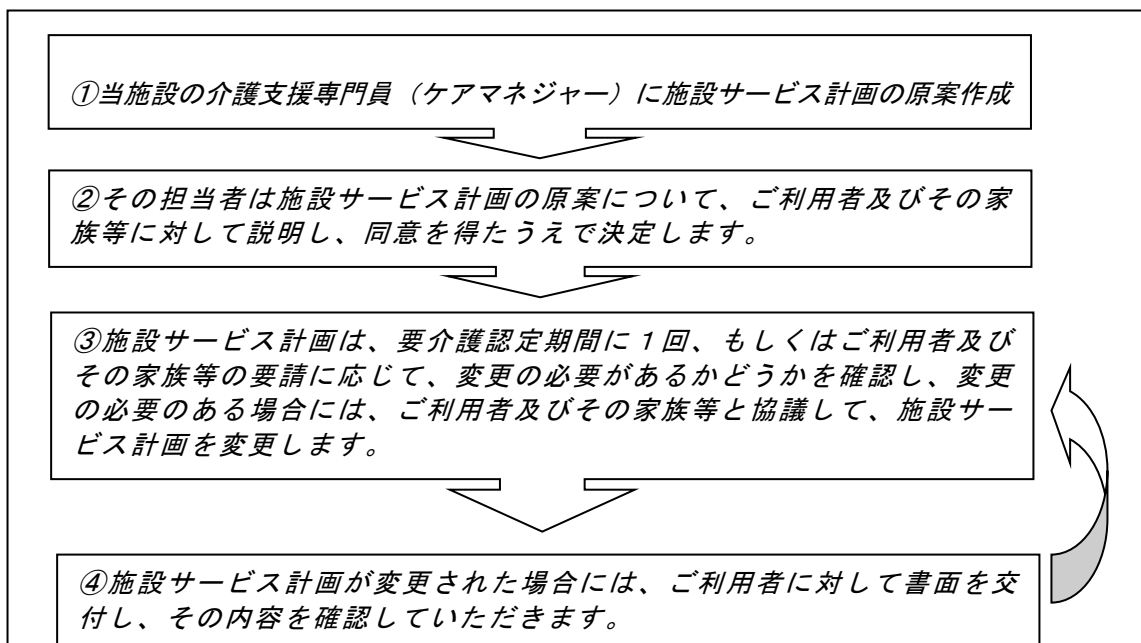
看護職員・・・主にご利用者の健康管理、薬の管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。(看護職員が兼務)の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。(生活相談員が兼務)の介護支援専門員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画（ケアプラン）」定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおりおこないます。（契約書第2条参照）



4 サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持込みの制限

入所にあたり、居室には施設と相談の上で使い慣れた身の回りのものを持ち込むことができますが、タンスについては施設備付けのものをご利用下さい。

(2) 面会

面会時間 9:00～18:00

18時以降のご面会の場合は、来苑前(17:00)までにお電話等にて事前に、ご連絡ください。

来訪者は、面会時必ずその都度職員に届け出て下さい。なお、来訪される場合、その場で食べることのできない量の生物の持込みは、ご遠慮下さい。また、食物の持込みがある場合は職員にご相談下さい。

(3) 外出・外泊(契約書第22条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。ただし、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、所定の利用料金をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、減免されますが、1日単位となりますので、ご了承下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

7 虐待防止に関する事項

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村並びに都道府県に通報するものとします。

④ 虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長とする。

8 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9 非常災害時等の対策

防災設備	・当施設には、火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、消火器、補助散水栓、スプリンクラー等の消火設備、非常放送設備、非常階段、避難スロープ等の避難設備及を整えています。又、併設の特別養護老人ホームについては、原子力発電所の事故に備えシェルター化設備も備えています。			
平常時の訓練等	・別途定める「長寿苑 防災計画」に沿って年2回以上（夜間想定・昼間想定）の避難訓練を、入居者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	1ヶ所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	4ヶ所	漏電火災報知機	あり
	非常灯	あり		
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。			
防犯設備	特になし			
防火管理者	施設長： 嶋崎福寿			
管理権限者	理事長： 四宮功雄			